

議案第 7 号

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

基礎課税額等の算定規定を見直すため、条例を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

瑞穂町国民健康保険税条例（昭和 4 0 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「1 0 0 分の 4 . 7 4」を「1 0 0 分の 4 . 8 6」に改める。

第 5 条中「2 1 , 5 0 0 円」を「2 2 , 0 0 0 円」に改める。

第 5 条の 3 中「1 0 0 分の 1 . 2 6」を「1 0 0 分の 1 . 3 1」に改める。

第 5 条の 4 中「5 , 8 0 0 円」を「6 , 1 0 0 円」に改める。

第 6 条中「1 0 0 分の 1 . 4 0」を「1 0 0 分の 1 . 5 5」に改める。

第 7 条の 2 中「1 1 , 9 0 0 円」を「1 3 , 0 0 0 円」に改める。

第11条第1号ア中「15,050円」を「15,400円」に改め、同号イ中「4,060円」を「4,270円」に改め、同号ウ中「8,330円」を「9,100円」に改め、同条第2号ア中「10,750円」を「11,000円」に改め、同号イ中「2,900円」を「3,050円」に改め、同号ウ中「5,950円」を「6,500円」に改め、同条第3号ア中「4,300円」を「4,400円」に改め、同号イ中「1,160円」を「1,220円」に改め、同号ウ中「2,380円」を「2,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

瑞穂町国民健康保険税条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の4.86</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>第4条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>22,000円</u>とする。</p> <p>第5条の2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.31</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,100円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.55</u>を乗じて算定する。</p> <p>第7条 略</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者</p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の4.74</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>第4条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>21,500円</u>とする。</p> <p>第5条の2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.26</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>5,800円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.40</u>を乗じて算定する。</p> <p>第7条 略</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者</p>

均等割額)

第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 13,000円とする。

第8条から第10条の8 略

(国民健康保険税の減額)

第11条 略

(1) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,270円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 9,100円

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,050円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,500円

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規

均等割額)

第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 11,900円とする。

第8条から第10条の8 略

(国民健康保険税の減額)

第11条 略

(1) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,050円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,060円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,330円

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,900円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,950円

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規

定する世帯主を除く。) 1人について
4,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,220円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,600円

第11条の2から第15条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

定する世帯主を除く。) 1人について
4,300円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,160円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,380円

第11条の2から第15条 略